

議案第43号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

総務部課税課

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、朝霞市税条例の一部を改正するものです。

施行日：令和7年4月1日

◎改正内容

第82条

【種別割の税率】

軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し

第89条第2項

【種別割の減免】

法律改正にあわせて改正

第90条第2項・第3項

【身体障害者等に対する種別割の減免】

道路交通法の改正に伴う改正

附則第10条の2 わがまち特例

【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】

法律改正にあわせて改正

附則第10条の3

【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】

法律改正にあわせて改正

条例の項ズレによる改正

附則第10条の4

【平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】

法律改正にあわせて削除

附則第10条の5

【平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】

法律改正にあわせて削除

附則第10条の6

【令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】

法律改正にあわせて改正

担 当

総務部課税課

庶務係 048-463-2851

固定資産税係 048-463-2875